

## 業務委託契約書【案】

株式会社イースリー（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇（以下「乙」という。）と「令和2年度長野県自然エネルギー地域発電推進事業 メタン発酵バイオガス発電事業に係る事業」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

### 第1条（契約の内容）

- 乙は、別添の仕様書または提案書に基づき業務を行うものとする。

### 第2条（委託料）

- 甲は乙に対して、本業務の委託料として  
金\_\_\_\_\_円（うち消費税\_\_\_\_\_円）を支払う。
- 甲は乙に対して、乙から出来高請求を受けた翌月末日までに、委託料を乙の指定する金融機関の口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

### 第3条（履行期限及び納入場所）

- 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。  
履行期限 令和3年3月10日  
納入場所 株式会社イースリー

### 第4条（再委任等の禁止）

- 乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。なお、乙の事前通達の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由について、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

### 第5条（監督）

- 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

### 第6条（調査及び引渡し）

- 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

### 第7条（契約の解除）

- 甲は、次の各号の1つに該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が第5条、第9条の規定に違反したとき。
- (3) 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- (5) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき。
- (6) 差押え、仮押さえ、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続きがあったとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社再生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき。
- (8) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき。
- (9) その他前各号に類する事情が存するとき。

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を防げない。

#### 第8条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
  - (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会勢力」といいます）ではないこと。
  - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

#### 第9条（秘密の保全）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ業務を課すことを前提とする）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となった情報
  - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
  - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
  - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

#### 第10条（知的財産権）

1. 乙は、委託業務により得られた成果物の著作権をすべて、成果物の納入時に甲に無償で譲渡する。この場合乙は、甲が成果物を提供した第三者に対して、著作権人権を行使または主張しないものとする。

#### 第11条（紛争又は疑義の解決方法）

1. この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 住 所 長野県茅野市本町東1番12号  
氏 名 株式会社イースリー  
代表取締役 山本 永 印

乙 住 所  
氏 名

印